

地図閲覧規約(いつも NAVI API 3.0 版)

本サイトの閲覧者（「お客様」）は、本サイトにより提供される地図データ（「地図」）の閲覧前に、必ず以下の規約（「規約」）をお読みください。規約の全ての事項に承諾した場合のみ地図を閲覧してください。お客様が地図の閲覧をした場合は、規約を承諾したものとみなします。

第1章 地図について

第1条（地図の著作権および使用許諾）

1. 地図の著作権は株式会社ゼンリンデータコム（ゼンリンデータコム）、株式会社ゼンリンまたはこれらに権利を許諾する第三者に帰属します。
2. お客様は、お客様自身がお使用のコンピュータでのみ、地図を閲覧することができるものとします。なお、お客様が個人の場合には、お客様は、著作権法に定める私的利用の範囲（個人的に又は家庭内その他これらに準ずる限られた範囲）で地図を印刷出力して使用できるものとします。
3. お客様は地図について、前二項以外のいかなる権利も取得するものではありません。

第2条（禁止事項）

お客様は以下の行為をすることはできません。

- （1）前条で明示的に許諾される場合を除き、方法の如何を問わず、地図の一部でも、複製（印刷を含む。）、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をすること。
- （2）有償無償および方法の如何を問わず、地図（形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む）の一部でも、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させること。

第3条（保証）

地図は、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすことおよび正確性、完全性を有することを保証するものではなく、地図に誤り等があった場合でも、お客様は地図の交換・修補・代金返還その他の対応を要求する権利を有しないものとします。

第4条（地図提供の停止等）

1. 提供される地図の全部または一部は、本サイトに地図を配信するサーバシステム（「本システム」）の保守・点検が行われる際、一時的に中断されることがあります。
2. 提供される地図の全部または一部は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様への事前の通知なく一時的に中断されることがあります。
 - （1）本システムの保守・点検を緊急に行う場合。
 - （2）火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本システムの運営が不可能となった場合。
 - （3）運用上または技術上やむを得ず本システムの運営一時中断が必要であると判断された場合。
 - （4）本システムの障害等により、本システムの運営ができなくなった場合。
3. 本システムの運営および地図の提供は、お客様に対する予告無く終了することができるものとします。

第2章 自動車、自転車、電車、バス及び歩行者経路検索サービスについて

第5条（注意事項）

お客様は、自動車、自転車、電車、バス及び歩行者経路検索サービス（「本サービス」）をご利用する際には、お客様の安全のために以下の事項に注意するものとします。

- （1）PC、PDA、携帯電話等の画面を見ながらの自動車、バイク又は自転車等の運転及び歩行は大変危険であるため、地図を確認する場合は、必ず安全な場所に止まってから行うこと。
- （2）本サービスを自動車内でカーナビゲーションとしてご利用する場合には、ご同乗者に地図を閲覧していただくか、あるいは、安全な場所に停車してから行うこと。
- （3）交通規制情報、地図情報、渋滞情報、ルート情報、料金情報、施設情報その他情報は参考情報であり、常に実際の歩道や道路の状況と交通ルールを優先すること。

- (4) 地図にはすべての病院、消防署、警察署などの情報が含まれているわけではなく、また、情報が実際と異なる場合があります、予定した時間内に到着できない可能性があるため、本サービスを救急施設などへの誘導目的に使用しないこと。

第3章 地図閲覧履歴等について

第6条（地図閲覧履歴等の利用）

1. お客様が本サイト上で地図を閲覧した場合には、当該地図の閲覧履歴等（「地図閲覧履歴等」）が、ゼンリンデータコムによって取得・蓄積されることがあります。ここで言う地図閲覧履歴等とは、目的地等のデータの検索履歴および当該履歴に緯度経度情報が付与されたもの（これらに限られない。但し、端末識別番号等、個人を特定する情報は含まれない。）であって、かつ個人を特定せず、再識別化できない情報を意味します。なお、地図閲覧履歴等は、本サイト運営者の事業のために利用される（地図閲覧履歴等を利用して統計資料等を作成するために、第三者に提供することを含む。）ことがあります。
2. ゼンリンデータコムは、地図閲覧履歴等について、同社所定のプライバシーポリシーに準じて適切に管理するものとし、前項で定める第三者に対しても、適切に管理させるものとしします。

附則

2015年9月1日制定

以上

※地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図及び2万5千分の1地形図を使用しました。（平29情使第444-B23号）

※[c2012-2017 一般財団法人日本デジタル道路地図協会]

地図の作成に当たっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。（測量法第44条に基づく成果使用承認 12-2010）